

# 香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和5年2月15日(水) 午前10時00分

場所 香川県庁本館 12階第3・4会議室

## 議 題

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 令和4年度明るい選挙推進事業の実施状況について
- 3 令和5年度明るい選挙推進事業計画(案)について
- 4 香川県明るい選挙推進協議会声明(案)について
- 5 その他

---

## ◎配付資料目次

資料1	香川県明るい選挙推進協議会委員名簿	1
資料2	香川県明るい選挙推進協議会会則	2
資料3	令和4年度香川県明るい選挙推進事業実施状況	3
参考資料①	県内の参議院議員通常選挙及び知事選挙の年代別投票率	9
参考資料②	10代(18歳・19歳)の県内投票率比較表(全数調査)	9
参考資料③	選挙出前授業実施選管数	10
参考資料④	選挙出前授業の実施校数及び受講生数	10
参考資料⑤	高校等における出前授業の実施件数	11
参考資料⑥	令和5年度に向けての主な取り組み方針	11
資料4	令和5年度香川県明るい選挙推進事業計画(案)	12
資料5	香川県明るい選挙推進協議会声明(案)	17
資料6	令和4年執行の選挙及び令和5年執行予定の選挙	18
資料7	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法	20





## 香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

新任・再任の別	氏 名	職 名 等	出欠
再任	あい かわ けい すけ 相 川 恵 祐	日本放送協会高松放送局長	出席
再任	いの うえ さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長	出席
再任	うえ すぎ かつ や 上 杉 克 也	香川県警察本部刑事部長	欠席
新任	うた しま ゆう き 歌 島 祐 希	香川大学教育学部学生	出席
再任	お の しゅう いち 小 野 修 一	西日本放送報道制作局長	出席
再任	かい づ ひろし 海 津 洋	香川県教育委員会教育次長	出席
再任	くめ い ひろ ゆき 桑 井 弘 之	四国新聞社編集局長兼論説委員長	欠席
再任	こん どう すず よ 近 藤 涼 代	三豊市明るい選挙推進協議会委員	出席
新任	すず き まさ ゆき 鈴 木 正 行	香川大学教育学部教授	出席
再任	つ やま かつ よし 津 山 勝 義	香川県公民館連絡協議会副会長	欠席
再任	なか はし えみ こ 中 橋 恵美子	NPO 法人わははネット理事長	欠席
再任	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会会長	出席
再任	まえ だ まさ ひろ 前 田 政 裕	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット統括マネージャー	出席
新任	まな い ひろ のり 眞 井 洋 則	綾川町明るい選挙推進協議会委員	出席
再任	み まや 御 厩 み き	栗林校区婦人会副会長	欠席

任期：令和5年2月1日～令和7年1月31日



## 香川県明るい選挙推進協議会会則

(目的)

第1条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、高松市番町四丁目1番10号香川県庁内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターを設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組織)

第4条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。

4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹事)

第7条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、昭和36年12月20日から適用する。

2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和49年5月9日から施行する。



## 令和 4 年度香川県明るい選挙推進事業実施状況

(令和 5 年 2 月 15 日現在)

## 1 小・中学生及び高校生に対する啓発事業

各市町明るい選挙推進協議会・各市町選挙管理委員会との共催で、県内の高等学校及び特別支援学校において選挙講義、模擬投票を実施した。

津田高校に関しては、今後実施予定である。

※今回応募があった、観音寺総合高校・三本松高校・三木高校（新規）については、参院選執行のスケジュールの都合で実施を断念した。

(中学校)

開催年月日	開催場所	参加者等
令和 4 年 10 月 12 日 (水)	土 庄 町 立 土 庄 中 学 校	対象：3 年生 89 名

(高等学校等)

開催年月日	開催場所	参加者等
令和 4 年 5 月 6 日 (金)	香 川 県 立 坂 出 高 等 学 校	対象：3 年生 204 名
令和 4 年 10 月 4 日 (火)	香 川 県 立 善 通 寺 養 護 学 校	対象：高等部 1 ～ 3 年生 30 名
令和 4 年 10 月 6 日 (木)	高 松 第 一 高 等 学 校	対象：2 年生 262 名
令和 4 年 10 月 19 日 (木)	国 立 香 川 高 等 専 門 学 校 ( 詫 間 キ ャ ン パ ス )	対象：2 年生 124 名
令和 4 年 12 月 14 日 (水)	香 川 県 立 高 松 商 業 高 等 学 校	対象：2 年生 293 名
令和 4 年 12 月 19 日 (月)	香 川 県 立 香 川 中 部 養 護 学 校	対象：高等部 2 ・ 3 年生 35 名
令和 4 年 12 月 21 日 (水)	香 川 県 立 坂 出 商 業 高 等 学 校	対象：2 年生 163 名
令和 5 年 1 月 11 日 (水)	香 川 県 立 琴 平 高 等 学 校	対象：2 年生 176 名
令和 5 年 1 月 18 日 (水)	香 川 県 立 香 川 東 部 養 護 学 校	対象：高等部 2 ・ 3 年生 35 名 ※衆議院選小選挙区・比例代表の模擬投票 を実施
令和 5 年 1 月 26 日 (月)	香 川 県 立 香 川 丸 亀 養 護 学 校	対象：高等部 2 ・ 3 年生 59 名
令和 5 年 2 月 2 日 (木)	坂 出 第 一 高 等 学 校	対象：2 年生 91 名



(税務署による租税教室との共同開催)

開催年月日	開催場所	参加者等
令和5年3月14日(火) (予定)	香川県立津田高等学校	対象：2年生 96名

(その他)

開催年月日	開催場所	参加者等
令和4年4月19日(火)	四国少年院	対象：14歳～20歳 6名 ※出所前3か月の入所者

## 2 市町出前授業推進事業

各市町において、啓発事業のノウハウを修得し、単独で啓発事業を行うことができるようにするため、中学校への出前授業を共催で実施した。

開催年月日	開催場所	参加者等	共催市町	備考
令和4年10月12日(水)	土庄町立土庄中学校	対象：3年生 89名	土庄町	再掲

## 3 大学生・短大生に対する啓発事業

香川大学において選挙啓発出前授業を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和4年5月6日(金)	香川大学	選挙講義、意見発表(世代別選挙区制度賛否について) 対象：「政治過程論」履修者 (法学部の2～3回生 約80名)
令和4年5月11日(水)	香川大学	選挙講義、まちづくりゲーム(政治シミュレーションゲーム)・発表 対象：「初等社会教育法イ」(小学校の教員養成課程の履修科目)の履修者 (教育学部2～4回生 約80名)
令和4年12月13日(火)	香川大学	選挙講義、総務省作成主権者教育教材の紹介、グループディスカッション(投票義務違反に対する罰則の是非について) 対象：「社会科教育法」(中学校の教員養成課程の履修科目)の履修者 (教育学部2～3回生 約15名)



令和4年12月22日(木)	香川大学	選挙講義、模擬投票(学生候補者4名の演説後、公開討論を模した質疑応答を実施。その後模擬投票) 対象:「初等社会教育法ロ」(小学校の教員養成課程の履修科目)の履修者 (教育学部2~4回生 約65名)
---------------	------	--

#### 4 子育て世代に対する啓発事業

高松市明るい選挙推進協議会・高松市選挙管理委員会との共催で児童館での模擬投票を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和5年1月6日(金)	さぬきこどもの国 1階 科学工房前	模擬投票 対象:幼児とその保護者 約130名

#### 5 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

県内の民間団体及び自治体から推薦のあった18歳から35歳までの若者を対象に、選挙講義やディベートなどを行う研修を実施した。

開催年月日	令和4年12月7日(水)・8日(木)		
開催場所	香川用水記念館 1階香川用水資料館多目的室		
参加人数	27名		
参加者	企業等	㈱穴吹工務店1名、香川県農業協同組合2名、 ㈱合田工務店1名、小松印刷㈱1名、四国電力㈱1名、 南海プライウッド㈱1名、㈱百十四銀行2名、 四電旅客鉄道㈱2名 計 8団体 11名	
	自治体	高松市1名、坂出市2名、さぬき市4名、東かがわ市2名、 三豊市1名、土庄町2名、綾川町3名、香川県1名 計 8団体 16名	
研修内容	時間	プログラム	
	1日目	10:00~	開会・オリエンテーション・自己紹介・選挙学習
		11:00~	選挙講義(講師:香川大学法学部 堤教授)
		13:00~	ワークショップ(主権者教育参加型教材「参政剣伝説」)
		14:30~	選挙講義(県選管)
		15:15~	ディベート(説明・グループワーク)
	2日目	9:00~	ディベート(グループワーク)
		13:00~	ディベート(全体会)(講評:県明推協 武重会長)
15:30~		アンケート・写真撮影	
16:00		閉会	



## 6 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

今年度は、東讃ブロックの各市町明るい選挙推進協議会・各市町選挙管理委員会が主体となり、香川県明るい選挙推進協議会・香川県選挙管理委員会との共催で実施した。  
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策としてオンラインにより実施)

開催年月日	令和4年11月28日(月)
当番市町	さぬき市
参加者	市町明るい選挙推進協議会委員、選挙管理委員会委員等 36名
内容等	「世界と比べた日本の若者の主権者意識の特質と改善策」 講師：香川大学教育学部 准教授 神野 幸隆

## 7 ポスター募集事業

区分	小学校	中学校	高校	総数
応募学校数(校)	76	44	6	126
応募者数(人)	533	471	170	1174
二次審査(県審査)結果	最優秀 22点 優秀78点			
三次審査(全国審査)結果	文部科学大臣・総務大臣賞 2点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会 連合会会長賞 6点			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国応募者数 116,776人 (全国審査結果) 文部科学大臣・総務大臣賞 18点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会 連合会会長賞 60点</li> <li>○ 明るい選挙啓発ポスター展の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 香川県庁本館1階県庁ギャラリー 令和5年1月30日(月)～2月3日(金)</li> <li>② ゆめタウン丸亀店 令和5年1月16日(月)～1月22日(日)</li> </ul> </li> </ul>			







#### 10 中央研修会・ブロック研修会等への参加

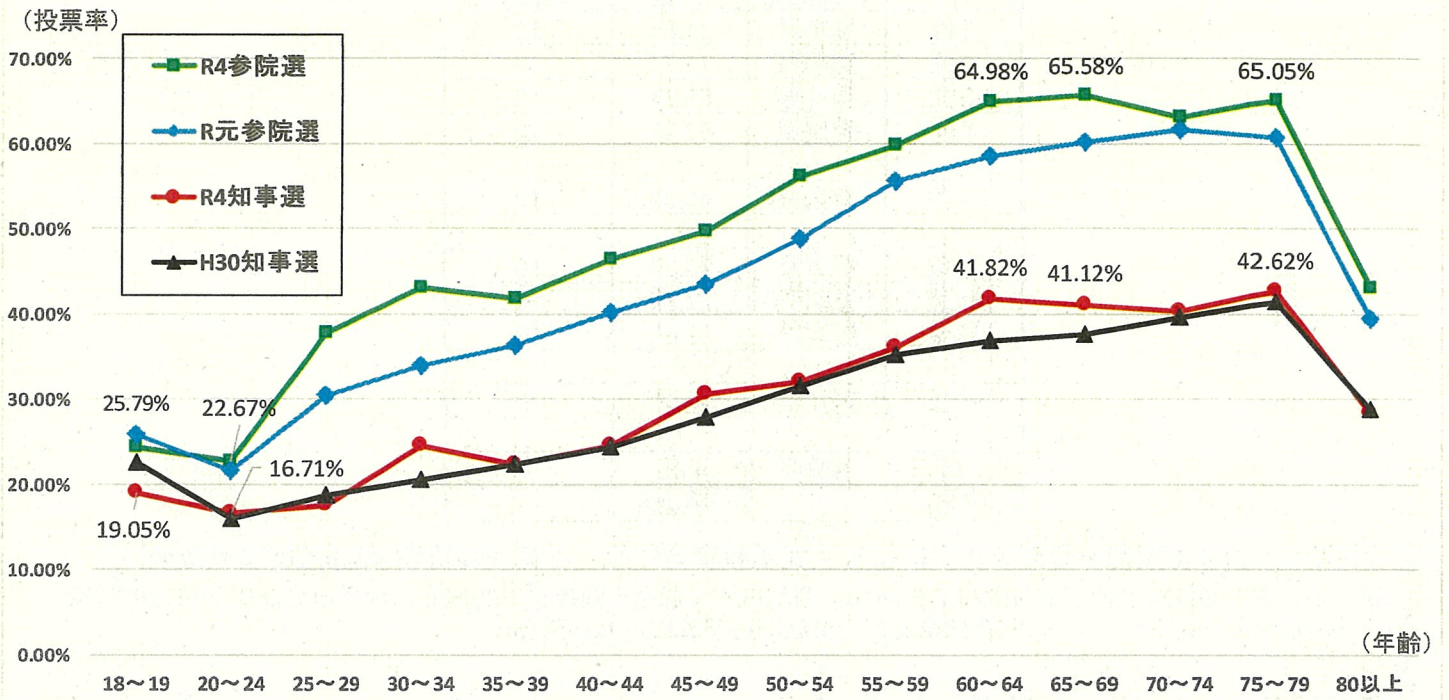
会議名	開催年月日	開催地	参加者
明るい選挙リーダーフォーラム (四国ブロック)	令和4年12月27日(火)	オンライン	2名(会長、事務局)

#### 11 明るい選挙推進協議会の開催

開催年月日	開催場所	会議内容
令和4年 5月17日(火)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第26回参議院議員通常選挙並びに令和4年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙におけるキャッチコピーの選定について</li> <li>・香川県明るい選挙推進協議会声明について</li> </ul>
令和4年 11月17日(木)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一地方選挙における臨時啓発事業計画について</li> </ul>
令和5年 1月17日(火)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一地方選挙におけるキャッチコピーの選定について</li> </ul>



県内の参議院議員通常選挙及び知事選挙の年代別投票率



※ 投票率の算出に当たっては、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町、琴平町、多度津町、及びまんのう町は全投票区を、高松市は平均的な5投票区を、それ以外の市町については平均的な2投票区を抽出して算出している。

- 令和4年執行の参院選の投票率は、全体的に令和元年の投票率を上回った。
- 令和4年執行の知事選の投票率は、平成30年の投票率を下回り、過去最低となった。
- 依然として10代や20代の投票率が相対的に低い状態である。

10代 (18歳・19歳) の県内投票率比較表 (全数調査)

	18歳	19歳	計	(参考)全体
H29衆院選	46.20	26.10	36.24	53.08
R3衆院選	47.19	28.37	37.63	56.09
R1参院選	27.70	18.95	23.38	45.31
R4参院選	33.77	21.50	27.72	49.22
H30知事選	28.77	17.09	22.91	29.34
R4知事選	<b>22.95</b>	<b>15.72</b>	<b>19.38</b>	29.09

(単位：%)

- 国政選挙では、投票率の上昇が見られるが、知事選挙では低下している。
- いずれの選挙においても10代の数値は全体の投票率より、低い数値となっている。



選挙出前授業実施選管数

	都道府県	割合	実施選管数
1位	長崎県	81.8%	18
2位	静岡県	71.7%	33
3位	福井県	66.7%	12
4位	愛媛県	57.1%	12
.	.	.	.
14位	徳島県	40.0%	10
.	.	.	.
31位	岐阜県	23.3%	10
32位	香川県	22.2%	4
33位	熊本県	19.6%	10
.	.	.	.
40位	高知県	14.3%	5
.	.	.	.
47位	沖縄県	4.8%	2
平均	—	30.2%	—

(出典：令和3年度選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査の結果(総務省HPより改変))

※ 小、中、高校などの事業対象やその回数に関わらず、選挙出前授業を実施した都道府県選管、市区町村選管の数をカウントしている(割合は県及び全市区町村選管に占める割合)。

- 香川県は22.2%で、32位となっている。
- 四国の他県と比較すると、愛媛県・徳島県はそれぞれ上位であり、割合はおよそ香川県の倍の数値である。
- 香川県は、出前授業を実施する選管数が少なく、増加させることが課題であるといえる。

選挙出前授業の実施校数及び受講生数

	小学校		中学校		高校(高専含む)		大学(短大含む)		専修学校		特別支援学校		合計	
	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数
長崎県	10	410	11	1,735	48	8,857	1	59	0	0	8	314	78	11,375
静岡県	3	252	1	36	57	12,750	2	228	0	0	8	405	71	13,671
福井県	30	943	1	143	21	5,048	3	121	0	0	6	133	61	6,388
愛媛県	0	0	3	319	24	8,409	2	199	2	2,408	1	53	32	11,388
.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	6	93	0	0	14	2,109	2	100	0	0	2	32	24	2,334
.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	3	205	2	116	12	2,356	1	161	0	0	1	90	19	2,928
香川県	0	0	0	0	10	1,967	5	395	0	0	4	197	19	2,559
熊本県	18	1,092	2	261	16	2,211	3	239	0	0	7	268	46	4,071
.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	2	25	2	178	18	2,883	0	0	1	33	1	75	24	3,194
.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	6	407	0	0	5	1,074	0	0	0	0	0	0	11	1,481

(出典：令和3年度選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査の結果(総務省HPより改変))

- 小学校及び中学校に対して、出前授業を実施できていないのは、全都道府県で、香川県を含め4県のみであった。



高校等における出前授業の実施件数

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
14校	10校	13校	14校	11校	13件	13件	12件

※高校（高専含む）、特別支援学校を対象に実施した出前授業数

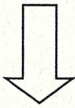
●実施件数は、平成27年度以降、ほぼ横ばいの状況である。

令和5年度に向けての主な取り組み方針

①小・中学生に対する啓発

現状

- ・小・中学校への出前授業の実施件数が少ない
- ・令和4年度に市町出前授業推進事業を開始（土庄中学校）



方針

- ・土庄町においては町選管単独で実施
- ・その他の市町において、市町出前授業推進事業を推進し、市町選管が単独で出前授業が実施できるようになることで小・中学校における出前授業の増加を図る。

②高校生に対する啓発

現状

- ・高校への出前授業実施件数は毎年ほぼ一定



方針

- ・これまで実施している高校に加え、新規で実施する高校を増やすことで、全体の実施数の増加を図る。



## 令和5年度香川県明るい選挙推進事業計画（案）

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、私たち県民の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして選挙や政治に十分関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策に対して正しい見を持つことが重要である。

そのためには、選挙啓発事業を推進し、選挙が選挙人の自由な意思によって公正かつ適正に行われるよう政治意識の向上に努めるなど、明るい選挙推進運動を積極的に展開する必要がある。

こうしたことから、明るい選挙推進運動を効果的・効率的に推進するため、市町明るい選挙推進協議会と協力しながら、民間企業にも選挙啓発研修等への参加を呼びかけるとともに、県・市町教育委員会や税務署等の行政機関をはじめ、公民館や青年団体、NPOなどの地域団体が行う社会教育活動と連携して、さらに効果的な啓発活動に努めるものとする。

特に、若者の政治的無関心や選挙離れを考慮して、若年層をターゲットにした啓発事業を重点的に推進するものとする。

なお、啓発事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて実施する。

## 1 高校生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う生徒を対象に、模擬投票などの選挙啓発を行い、選挙を身近に感じてもらうことにより、選挙や政治に対する意識を高める。

高校生に対する啓発事業は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会並びに香川県明るい選挙推進協議会及び香川県選挙管理委員会の共催で実施することを基本とする。

また、税務署による租税教室との共同開催や地域団体との協力等、他の行政機関や団体との連携も積極的に実施する。

なお、小・中学生に対する啓発事業は、実施件数の増加を図る観点から、市町単独で実施することを基本とするが、各市町の実情に応じ、共催での実施又は助言や資料提供等の支援を行うものとする。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	模擬投票、模擬開票、選挙学習、選挙クイズなど
参 加 者	高校生



## 2 小・中学生に対する啓発事業（市町出前授業推進事業）

投票率の低下傾向は全年代で見られるものの、特に若年層の投票率は著しく低い状態が続いている。この状況を改善するためには義務教育段階からの啓発に取り組むことが重要である。現在、小・中学生に対する啓発事業は市町単独で実施することを基本としているが実施件数は少数であり、実施できていない市町が多数存在する。各市町による小・中学生への啓発事業増加に向けては、ノウハウの修得が必要であるところ、市町が県と共催で小・中学生向けの事業を実施することでノウハウを修得し、各市町において単独で小・中学生への啓発事業を行っていきけるようになることを目指す。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、模擬投票など
参 加 者	県内の小学生及び中学生

## 3 大学生・短大生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う大学生や短大生を対象に、選挙制度の説明やグループディスカッションを通して、選挙や政治に対する意識を高める。

なお、教育学部の授業においては、受講者が将来教師となった際に、授業づくりの手法として模擬授業が取り入れられることも狙いとする。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、大学祭での啓発など
参 加 者	県内の大学生及び短大生

## 4 子育て世代に対する啓発事業

主権者教育における家庭教育の重要性に着目し、親子が一緒に参加できるような事業を実施し、家庭における政治教育のきっかけをつくることを目指す。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会など
内 容	児童館における模擬投票など
参 加 者	幼児及びその保護者

## 5 教育委員会等と連携した啓発事業

教員を対象とした主権者教育推進のための研修会への講師派遣や教育委員会が主催する事業に便乗した啓発活動を実施する。

主 催	香川県教育委員会、各市町教育委員会、香川県明るい選挙推進協議会、 香川県選挙管理委員会など
内 容	講師派遣、教育委員会が行う事業の参加者に対する啓発など



## 6 地域団体と連携した啓発活動

県内各市町の地域団体（老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO等）と連携した啓発活動を実施する。

啓発活動の実施主体は地域団体で、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会はこの活動について啓発方法の助言や資料提供などの支援を行うとともに、地域団体が主催する事業に便乗した選挙啓発を実施する。

主 催	地域の各種団体、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	地域団体が実施する話し合い活動、街頭啓発、各種団体が行う事業の参加者に対する啓発など

## 7 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

次代を担う若年層（18～35歳）を対象に、選挙にかかる講義やワークショップ、ディベートなどによる議論を行うことにより、選挙や政治についての意識の高揚を図る。

なお、参加者の募集に当たっては、民間企業や大学・短大に積極的に働きかける。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	ディベート、ワークショップ、選挙講義、選挙学習など
参 加 者	明るい選挙を推進する青年として期待できる者 40名程度

## 8 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

市町明るい選挙推進協議会委員や市町選挙管理委員会委員、老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体のリーダー等を対象に、研修や情報・意見交換等を行うことにより、啓発活動のあり方や進め方についての理解を深める。

本研修会は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会が主体となって実施するものとするが、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会も共催し、この活動について助言や講師の派遣、資料提供等の支援を行う。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 など
内 容	県下を2ブロック（東讃、西讃）に分け、隔年開催を基本とする。 プログラムについては、幹事市町を中心としてブロックごとに決定する（講演、選挙講義、ワークショップ等）。
参 加 者	市町明るい選挙推進協議会委員など



## 9 ポスター募集事業

将来の有権者である小学校の児童や中学校・高等学校の生徒から明るい選挙に関連したポスターを募集することにより、政治や選挙への関心を深めるとともに、明るい選挙啓発ポスター展を開催して、優秀作品を展示することにより、有権者に対し明るい選挙を呼びかける。

主 催	(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会 県・市町選挙管理委員会、県・市町明るい選挙推進協議会
内 容	県における第二次審査の優秀者及び最優秀者に賞状を贈る。 なお、優秀作品については、ポスター展での展示など、各種啓発事業に積極的に活用する。 【ポスター展の開催予定】 香川県庁 ※ 上記以外にも開催可能な会場を積極的に募集し、随時開催するものとする。

## 10 インターネットによる啓発事業

選挙管理委員会のホームページを随時更新し、選挙の基本的知識、寄附の禁止や各種選挙の執行日等を周知し、明るい選挙や投票総参加を呼びかける。

また、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）を活用し、啓発事業の紹介や投票総参加の呼び掛けを行うなど有権者等に選挙に対する関心を高めてもらうよう情報発信を行う。

内 容	令和5年執行予定の選挙、明るい選挙啓発ポスター展、過去の選挙結果一覧、任期満了日一覧、啓発事業の紹介 など
-----	---

## 11 メディアによる啓発事業

県の広報媒体を活用し、選挙制度の周知を行い、明るくきれいな選挙について呼びかけるとともに、特に若者に対し、選挙の意義や投票参加について訴える。

内 容	テレビ 「サン讚かがわPLUS（プラス）」 広報誌 「THEかがわ」 など
-----	--

## 12 市町明推協活動活性化支援事業

市町明るい選挙推進協議会の活動の活性化と組織化の促進を図るため、必要に応じて助言や資料提供等の支援を行う。

内 容	市町の依頼に応じ県選管書記の派遣、啓発資材等の貸出しや提供などを行う。
-----	-------------------------------------



### 13 中央研修会・ブロック研修会等への参加

(公財) 明るい選挙推進協会等が主催する研修会等に積極的に参加し、また参加者を派遣することにより、明るい選挙推進のための知識・情報を修得する。

研修会等	全国フォーラム、明るい選挙リーダーフォーラム（四国ブロック）、 地域コミュニティフォーラム（四国ブロック）、 若者リーダーフォーラム（中国・四国ブロック）、 選挙出前授業見本市、選挙啓発事務担当者研修会など
------	--

### 14 明るい選挙推進協議会の開催

明るい選挙推進運動についての方針等の決定や事業計画の立案・審議、市町明るい選挙推進協議会への助言等を行う。

### 15 その他

上記のほか、明るい選挙の推進に寄与する活動については、計画の有無に関わらず、積極的に実施する。

その結果、効果が高いと考えられるものについては、翌年度以降も継続的に実施する。



## 声 明 (案)

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、民主政治のさらなる発展のためには、すべての有権者が積極的に投票に参加し、明るくきれいな選挙が行われることが必要不可欠です。

選挙を明るくきれいにするためには、選挙事務に従事する者が誠実に事務を行うことはもちろん、候補者及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、若い世代を含め有権者一人ひとりが、主権者としての自覚に基づき政治意識を高めることが重要です。

私たちは、ここに、第20回統一地方選挙として県議会議員選挙、並びに市長選挙及び市町議会議員選挙が執行されるに当たり、明るくきれいな選挙の実現を目指して、次のことを強く呼びかけます。

- 一 選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な手段です。  
有権者の皆さんは、今回の選挙が、私たち有権者にとって身近である地方政治に対して意思を表明する重要な機会であることを自覚し、選挙公報やインターネットなどを通じて発信される情報等を通じて、候補者の政策や主張を十分見極めて、進んで投票に参加しましょう。また、投票日当日に都合がつかない方は、期日前投票を活用しましょう。
- 一 有権者の皆さんは、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、投票日当日における混雑緩和のため、期日前投票を積極的に活用し、大切な一票を棄権することなく行使しましょう。
- 一 若い世代や子育て世代の方々をはじめとした有権者一人ひとりが、選挙は自分たちや自分の子供たちの将来に深くかかわるということを十分理解し、進んで投票に足を運び、これからの地方政治を託するにふさわしい候補者を選びましょう。
- 一 候補者及び選挙運動に携わる皆さんは、選挙の正しいルールを厳守し、自らの政策や主張を十分に訴え、明るくきれいな選挙をしましょう。  
有権者の皆さんも、選挙違反をしない、させないという毅然とした態度で臨むとともに、自らの意思で大切な一票を行使しましょう。

令和5年2月15日

香川県明るい選挙推進協議会



令和 4 年 執行 の 選挙

長					議 会 議 員				
団 体 名	任 期 満 了 日	告 示 日	投 票 日	投 票 率 等	団 体 名	任 期 満 了 日	告 示 日	投 票 日	投 票 率 等
三豊市	R3 12.23	1.23	1.30	(無投票)	三豊市 (定数22)	2.11	1.23	1.30	54.25
小豆島町	4.22	4.12	4.17	76.77	小豆島町 (定数14)	4.22	4.12	4.17	76.75
綾川町	4.22	4.12	4.17	62.42	綾川町 (定数16)	4.22	4.12	4.17	62.41
まんのう町	4.22	4.12	4.17	(無投票)	まんのう町 (定数16)	4.22	4.12	4.17	60.37
普通寺市	5.9	4.17	4.24	48.16	普通寺市	便乗補欠 1	4.17	4.24	48.13
さぬき市	5.11	4.17	4.24	(無投票)					
直島町	5.17	5.10	5.15	(無投票)					
琴平町	5.31	5.17	5.22	(無投票)					
					普通寺市	補欠 3	9.18	9.25	32.27
宇多津町	10.19	9.20	9.25	(無投票)					
三木町	10.22	10.4	10.9	(無投票)	三木町	便乗補欠 1	10.4	10.9	(無投票)
選 挙 名		任 期 満 了 日	関 係 市 町		公 示 日	告 示 日	投 票 日	投 票 率 等	
参議院議員通常選挙		7.25	全 17 市町 (8市9町)		6.22		7.10	49.22	
香川県知事選挙		9.4	全 17 市町 (8市9町)		8.11		8.28	29.09	
香川県議会議員補欠選挙 (高松市選挙区)		便乗補欠 1	高松市・直島町		8.19		8.28	27.54	
(坂出市選挙区)		便乗補欠 1	坂出市・宇多津町		8.19		8.28	(無投票)	
(普通寺市選挙区)		便乗補欠 1	普通寺市		8.19		8.28	38.30	
(観音寺市選挙区)		便乗補欠 1	観音寺市		8.19		8.28	(無投票)	

- ※ 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に執行されます。(公職選挙法第33条第1項)
- ※ 三豊市長選挙及び三豊市議会議員選挙は、90日特例による同時選挙です。(同一地方公共団体の議会の議員と長の任期満了日が90日以内にある場合は同時選挙を行うことができます。(公職選挙法第34条の2))
- ※ 9月25日執行の普通寺市議会議員補欠選挙は、議員の欠員数が定数の6分の1を超えたことによる補欠選挙です。(公職選挙法第113条第1項)
- ※ 現時点での予定であり、状況により変更される可能性があります。



令和5年執行予定の選挙

長					議会議員				
団体名	任期満了日	告示日	投票日	投票率等	団体名	任期満了日	告示日	投票日	投票率等
多度津町	3.2	1.31	2.5	(無投票)	多度津町 (定数14)	2.19	1.31	2.5	47.34
(統一地方選挙：下記参照)									
					琴平町 (定数10)	7.31			

(統一地方選挙)

選挙名		任期満了日	告示日	投票日	投票率等	
香川県議会議員選挙 (定数 41)		4.29	3.31	4.9		
市長 2	高松市	5.1	4.16	4.23		
	東かがわ市	4.26				
市議 5	高松市 (定数 40)	5.1				
	坂出市 (定数 19)	5.1				
	善通寺市 (定数 16)	4.29				
	さぬき市 (定数 20)	5.31				
	東かがわ市 (定数 16)	4.25				
町議 4	土庄町 (定数 12)	5.11			4.18	
	三木町 (定数 16)	4.29				
	直島町 (定数 9)	4.30				
	宇多津町 (定数 10)	4.29				

※ 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に執行されます。(公職選挙法第33条第1項)



香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。